

東日本大震災 経済的支援申請期間の延長について

東日本大震災に係る経済的支援申請期間を延長しますので該当する方は、下記の通り申請してください。

記

1. 経済的支援の対象

被災した本学学部及び大学院生の保証人または学費負担者が、東日本大震災における災害救助法適用地域（東京都を除く）に居住している方

2. 経済的支援の基準

被災の状況		経済的支援の内容
	保証人または学費負担者の家屋が全壊（流失）あるいは半壊	2011年度学費の全額免除（返還）
	保証人または学費負担者の家屋が一部損壊	2011年度学費の3ヶ月分免除（返還）
	会社が被災したことによる、保証人または学費負担者の大幅な減給、失職等	2011年度学費の一部または全額免除（返還）

2011年度入学者に対しては、上記の該当する経済的支援及び入学金を免除（返還）します。

3. 提出書類

- (1) に該当する経済的支援の基準 経済的支援申請書及び罹災証明書
- (2) に該当する経済的支援の基準 経済的支援申請書及びその他下記に該当する書類
(関連する書類の内、1つ以上提出すること)

被害	その他該当する書類
減額	災害前後の収入状況を証明する書類（源泉徴収票・給与明細・確定申告書等）
失職	雇用保険受給資格者証コピーまたは退職証明書
倒産	廃業証明書
死亡	住民票

4. 申請方法

「東日本大震災 経済的支援申請書」に必要事項を記入し、その他の申請書類を添付の上、本館1階学生課に提出してください。

本館1階学生課 問い合わせ先電話番号 047-373-3933
問合せ時間 平日10:00~16:00 土曜日10:00~14:00

5. 申請期限

平成23年7月25日（月）
(ア) その他の申請書類が期限に間に合わない場合は、学生課に問い合わせしてください。

6. その他

独立生計者（本人が被災した場合を除く）は、当経済的支援の対象となりません。